



発行所 全国青年税理士連盟 東京都目黒区碑文谷 1-19-13(03)(716)5382 (税理士村田昭事務所) 編集兼発行人 秋田 清光

河は大海に向って流れているのか

法害をストップしよう

代表幹事 村田 昭

「河は流れる」という詩が一時流行したが、今の税理士会は確かに激流の如く岩に大波をたてながら流れている。河という語感から我々が受けるものは、水清くして大海に注ぐ光景を頭に浮かべるが、税理士会という河は果して水が清いだろうか。自然の理にかなった流れ方をしているのだろうか。逆流しそうな気配はないだろうか。人々は清流であるからこそ河にひかれるのであって、黒ずんだ河には人々は背を向けるだろう。

「河は流れる」という詩が一時流行したが、今の税理士会は大きく動いたが、果して何が残ったのだろうか。改悪反対運動の結果、国会上げ阻止ができたことは一つの成果だろうが、果して「改悪の本質」を政府、自民党に理解させ、国民の世論的支持をうけての上程阻止だったのだろうか。今、全国青税連の第四回定時代議員総会を迎える時にあたり、我々は冷静に反省してみる必要がある。

それは本年二月二十六日付で自民党後藤法務部会長に「要望書」という形で提出されたもので、「政治は妥協なり」との考え方からする妥協論的解決を要望したものである。これには、日税連の副会長名ではなく各地方会の会長名で提出され、民主主義のルールを心得ている常識的な会員から、するどい批判がなされたのである。二月九日の日税連の正副会長会で決定されたので、それに従って要望書を出したとすることで、日税連会長名で出すことが組織の意見であって、いやしくも地方会の会長名で出すこと自体、おまけに七人のみで実行することは常識的ではない。第一に、正副会長会で昨年十二月七日の理事会の決定事項を変更する権限があるのだろうか。会則違反ではないのか。

二月二日の「商法改悪阻止国民大会」を無視するものではないのか。各地方会の会長が、商法改悪阻止という税理士会はじまって以来の大運動を行なっている最中に、独自の見解のみでサインすることができのだろうか。我々が税理士会の最高の指導者として信頼しなければならぬ正副会長がこの実態である。

あえて この問題をとり上げたのは全国の青年税理士は、もう少し地元会長の言動を注目し、我々の会の代表者が何を考え、何をためそうとしているかを消極的にでなく、積極的に知る権利を行使し、税理士会が逆行するような言動には勇気をもって発言し、批判することにより、税理士会の真の発展に努力することを訴えたいのである。それには、一人での発言、批判は苦しい面もある。青年税理士の総意としての発言、批判こそが大きなコントロールの力となるのであろう。そのためにこそ、法改正問題をかかえての組織拡大に全力を投入しているのである。民主主義は多数の良識の力としようし、それだからこそ、力をつけなければならないのである。又、この問題をとり上げた理由は税理士会の団結を叫びたいからである。団結の精神があれば、今回の見苦しいアクションは起きなかつたであらう。税理士会の会員は、その構成上に体質的問題があり、なかなか団結しにくい一面があるが、少なくとも青年税理士だけでも、青年らしい純粋な心で一致団結して行動したいからである。

我々が若年寄的な言動をするとしたら、それこそ河の流れを逆行させる要因となる。税理士会という河は、山谷の小さな谷間をぬって大海を求めて流れ、今や大河となりつつあるのであるが、特試というパイプから汚水が流出し、法害となっている。このパイプを一日も早く取りのぞき、汚水をきれいにしなければ、納税者は河のほとりに寄ってこなくなるだろう。河の水質も悪化するだろう。我々は、特試合格者その人を批判するつもりはない。山があるから登る・制度があるから利用するという人間心理は理解できる。しかし、悪い制度は良い制度を崩壊させることが多いのである。河をせきとめようとする商法改悪のダムは、河の流れを逆行させ大海に到達して真の税理士制度確立という流れをストップさせようとしているのである。我々は納税者の河としたいし、清流としたい。この一年間、代表幹事という立場から、全ての出来事を見聞してきたが、最も印象に残り、最も考えさせられたことを雑文としてここに記す。全国青税連の発展のために全力をつくしたい。



相互信頼ということ チェック・シートについて

深 浦 道 正

税理士法第一条には税理士の職

責として「税理士は中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ……」と規定しています。信頼とは信じてたよることを意味し、

信とは人の言をもって正しいとすることであって、それは自らの言葉と行動に責任をもつことによつて成り立つものです。

さて、税理士は納税者の依頼により、税理士法第二条の業務を行なうわけですが、納税者は税理士を信頼すればこそ業務を依頼するので、税理士も納税者を信頼して業務を行なうのでなければ到底満足な結果をえられないのですから、税理士と納税者の間には相互信頼の關係が打ち立てられてい、ということが出来ます。

つぎに納税者と税務当局との相互信頼とはいえば、例外はともかく、一般的にいえば存在しないといえましょう。むしろ、そこにあるものは相互不信といわれるべきものであって、租税そのものの持つ歴史的背景から考察しても当然

であり、税法の存在もこのような不信の所産であるとの意見も、あながち極言とはいきれないでしょう。

ところで税理士が現実に業務を行なうにあたっては納税者の立場に立つということ、税理士法第一条の中正な立場という表現の当否は別として、税務当局も充分認めているところです。このことは納税者と税務当局との相互不信感

がそのまま税理士と税務当局との間の相互不信となる、という三段論法を成立させることとなりま。このような論証が誤りでないことを裏づける多くの事実をわれわれは過去において味わっております。

するものと解しております。三段論法的にいえば、逆に納税者と税務当局間の相互信頼關係を確立し、これを税理士と税務当局間に敷衍することも可能となりますが、方法的には無理であるので、税理士会に対する提案となつてきたのであらうかと思ひます。

何れにしても税務当局が、税理士あるいは納税者との相互不信を払底しようという理念に立つならば、それが税務行政の行きづまりから生じたかどうかという原因はさておいて、税理士も相互信頼關係の確立に情熱の灯を燃やさなければならぬでしょう。

チェック・シートに対する賛否両論は、今日殆んど出つくした感があります。また、私達の所属する名古屋会は、すでにこの問題に關する局との協議会を二回行なつており、相当に突っこんだ論議がされておりますが、なお審議未了の状態です。これらの記録を読んで感じられるのは反対意見の全部と、懇談会の質問の相当部分のよつてくる根拠は、覆い難い税務当局に対する不信感に由来するものといえることです。賛成意見もおよそは条件付賛成となつていますが、付せられた条件はすべて務不信感にもとづくものとなつて

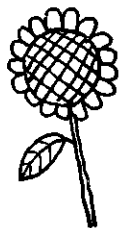
います。これらの不信感、税理士みずから抱くものもありますし、また納税者の抱くものにもとづくものもあります。何れにしても、税務当局に対する不信感が如何に根強くかつ幅広いものであるか、が推察できるのです。専門職業家としての税理士の抱く不信感、過去の歴史的事実に關する想起です。しかし専門家でない納税者の抱く不信感、國家権力に對する一般大衆の反撥といえましよう。それは表面払底しえなかに見えても、到底根絶することはなし得ないものなのです。

さて、このような根強い不信感を一枚のチェック・シートによつて拭いさることができるとしようか。税務当局は、この制度の定着により相互信頼が確立されると再三説明しております。この制度については相當な自信が認められます。しかし、この実施については税理士会の内部でよい制度として積み上げて行きたいという意欲が出てこないといふ成功しないだらう、との危惧も表明しております。全くその通りだと私も思ひます。これではなくてはならないことはないけれど、何もやらないで相互信頼を唱えるだけでは進歩がありません。です、何れはこうした制度

が必要でしょう。しかし、実施の時期には大いに問題があります。税理士会の内部から意欲的にこの制度の実施を望む声の出でくる時、その時まで実施は差しひかえるべきでしょう。

その時は何時くるでしょうか。それは税務行政の今後のあり方によつて、比較的早い時期にくるともあれば、また永久にこないこともあるでしょう。税務当局は、税理士との間の不信感を末端行政からなくすために、事実の積み重ねをもつて対処すべきであるし、税理士も税務当局の抱く不信感払底のために、自らの言行に責任をもつて業務を執行すべきでしょう。子曰く「先づ回より始めよ」と……。お互に信頼を得るための実行が第一です。そうして信頼を得た結果、そこに制度が発足すべきなのです。

制度による信頼か、信頼による制度か、もちろん後者によるべきでしょう。本来、信頼とはまづあるべきものなのです。



租税法主義と

税理士制度

名古屋 武山 和正

日本国憲法第三〇条及び同第八四条に規定する租税法主義の原則は、これに基づく主要税法における申告納税方式の採用と相俟って、わが税理士制度の存在理由を基礎づけている。

本稿においては、

- (1) 租税法主義の意味づけ
 - (2) 申告納税方式採用の基礎的前提
 - (3) 税理士制度の意義
- 以上の三項目に分たつて、今後さらに研究を促すべき重要点の指摘を試みたい。

(1) 租税法主義の意味づけ

租税法主義は、課税実体法と課税手続法の両域にわたつて要請されている。

まず、課税実体法においては課要件法定主義の原則として、とくに立法面にたいし要請される原則である。課税要件を法律事項とすること、いかえれば、政令(命令)でもって創設的規定を設ける

ことはできない、いわんや通達でもってこれを設けることはできないという原則である。

つぎに、課税手続法においては、税務行政の法律適合性の原則として、とくに執行面にたいして要請される原則である。この原則は、

さらに合衆国憲法のデュープロセスクローズ(適正手続条項)の思想の流れを及び日本国憲法第三一条の法定手続の保障の規定に基づく要請とも関連するものと考へる。(臨時行政調査会第三専門部会第二分科会「行政手続に関する中間報告」昭和三十八年五月一日)

行政における正当な法的手続の理念として、

- ①通知(事前通知)
- ②聴聞(意見の聴取)
- ③適当な記録(理由附記)
- ④上訴(審査の請求)

以上の四つの手続の法的保障を考へることができ、
税務行政の執行面においては、

これらの理念に基づく各種手続の不履行または保障に欠けたときの納税者の権利の救済がさらに立法をもつて措置され、もつて納税者の正当な法的手続を求める権利が尊重され、この上に、税務行政庁と納税者の間のいわゆる相互(信頼)の関係が築き上げられなければならない。

税理士制度においても、たとえば税理士法第三四、三五条の効力規定化を計ることは、税理士法第一条及び同第二条の改正問題と同時に論じられなければならないであろう。

青色申告者にたいする一連の手続保障規定は、右の理念に沿うものである。たとえば、青色申告に對する更正の理由附記の規定(所得税法第一五五條、法人税法第一三〇條)がそれである。

最高裁判所は昭和三十八年五月三十一日第二小法廷判決において、法が理由附記を命じている以上、その記載を欠く行政処分は取消原因となる違法性を帯びるものであることを説示して、被告庁の主張を斥けている。

(2) 申告納税方式採用の基礎的前提

わが国において所得税法、法人

税法をはじめ主要国税について申告納税方式を採用したことは、納税者の側における一定の自己賦課のための申告資料の準備を促がす作用を果し、ここに税務代理の専門的職能として税理士制度を躍進させる一つの要因となつた。

殊に、大衆課税時代というべき時期に遭遇し、さらに青色申告と法人成りの激増は、税理士制度の進展の契機となつた。

申告納税方式の採用は、税理士制度をその基礎的前提として予定するものであることは、申告納税方式の下における税務行政庁の職能に照応して当然制度的要請でなければならない。

申告納税方式の下における税務行政庁の職能とは、これに對する賦課課税方式の下における税務行政庁の職能とは勿論同一ではあり得ない。

それは納税申告の内容を租税法を基準として審査確認し、是正する職能と、サービスを主体として技術的助言と指導的勧告を行なう職能の二つを根本的職能とするものである。

(3) 税理士制度の意義

税理士制度は、日本国憲法の定める租税法主義の原則に基づ

き、租税法関係における納税者の租税債務者としての納税申告と、これにたいする税務行政庁のいわゆる調査について、さらには納税者の不服審査の申し立てについて、その代理人としての職能を中心として成立するものである。

税理士の職能は、それ以上でもなく、それ以下でもない。

要約すれば、税理士とは租税法関係における納税者の代理人としての職能を中心とするものである。代理人としての遵守すべき倫理上の義務は、法律として規定されなければならない。この義務は依頼者である納税者本人に對するものであると同時に職業倫理として確立されなければならない性質のものである。

税理士制度は、さらにその公共的性格から当然脱税指導は嚴重に禁止されなければならないことは言うまでもなく、このことは税理士制度と租税法主義の接点にその業務基準を求めるところに由来されなければならない。

税理士制度の今後の方向は、租税法関係における納税者の代理人としてその正当な權益を擁護する使命を帯びるものとして、その法的権限を確立して行く過程にこれを求めなければならない。

全国青税連に期待する

山 形 安 孫 子 昌 祐

税理士登録者は此処数年急激に増え二万三千人を超えている。しかし税理士の資質については果して向上しているだろうか。

税理士制度が税務行政に与える影響は大であり、申告納税制度の発展は、一つに税理士の資質の向上にあるともいえる。

税理士が真に納税者の信頼を受けるには税理士制度の改善と共に資質の向上に努力しなければならぬ。

全国青税連が将来の税務行政を負う一翼として全国の青年税理士を結集し、相互研修、情報交換、親睦を通じ将来の税理士像を語りあう同志の組織として若い情熱をもって活動していることは、その機会に恵まれない地方の税理士にとって非常に心強く、その発展向上を願って止まない。

現在の税理士業界をとりまく環境は前途多難を思わせるものがある。商法改正問題、税理士法改正

問題、コンピューター導入問題等山積する問題にいかに対処していくか、全国の税理士が強い職業意識をもち、組織を通じて一貫とな

つてこれなどに対処せねばならぬ。若者の主張は時には未熟さと

して受けとられ、自己主張が強すぎるとして批判されがちである。我々は、若い情熱と共に現実

に則した思考と行動により、目的完遂に一歩つつ前進しなければならぬ。今、税務訴訟代理権について考

察するに事案関与の最初から訴訟の終結まで一貫して代理機能を果たすことが、真に納税者の權益を擁護することは勿論であるが、反面これを受け入れる税理士の資質の問題を考慮する必要がある。全ての税理士が現在の状態で、または単に強制受講を条件としたのみで高度な訴訟技術があるかどうか疑問である。

ものについても一定の試験を課すことよって税務訴訟権のより現実的な要求となるのではないだろうか。

弁護士会等の当然の反対理由に、税理士の資質の問題があることを考慮する必要がある。同時に税理士制度の発展に障害となつてゐる特別試験を廃止して

税理士の資格取得の単一化を計ることよつて、今後の職域の拡大を推進しなければならない。

全国青税連が現実と密着した主張をし、実績を積み上げて行くことよつて、より多くの支持を得、正しい批判精神をもつた組織として、益々発展強化することを切に期待する。



暑中御見舞申し上げます

日本経営通信社社員一同

顧問先配布用「月刊会計ニュース」は全国の先生方に喜ばれています

顧問先にお配り下さい

日本経営通信社

経営者に必要な税務・労務・経営の情報や実務を月1回先生のお名前で発行いたします

本社 東京都新宿区新宿2-57 佐原ビル
電話 (356)0061 代 (352)0760・0769 番
支社 大阪市東区内淡路町1-26 片岡ビル
電話 (941) 7 2 2 7 番(代表)

「代表なければ課税なし」あるいは「法律なければ課税なし」の原則的表現と云われる租税法主義は、一般的には国民の財産権の保障と法律生活の安定性の見地から考えられている。

これは歴史的には、ブルジョア民主主義革命、すなわち封建的専制権力に対する市民階級の自由平等の民主主義的諸権利の確立要求の一環として、不公平で重い課税をしいられたブルジョアジーの経済的要求の所産である。

従ってアダムスミスが国富論において、明確の原則、適法の原則という二大租税原則を確立したのは、これらブルジョアジーの経済的要求に理論的基礎を与えたものである。

しかし、このような租税法主義は、右にみた如く、もともとブルジョア民主主義的要求として成立したものである以上、国家権力による恣意的な課税から保護されるべきものは、ブルジョアジーの私有財産制度そのものであって、多数の国民の財産権や生存権とは、およそ無縁であるという矛盾を胚胎していたのである。

従って、自由放任主義、あるいは又、夜警国家と云われた産業資本の勃興期においては、この矛盾

がそれほどめだた ったけれども、資本主義が独占段階に入り、国家財政が急速に膨脹し、租税収入の増大が必然化するにともない、従来の租税法主義に内在する矛盾が激化し表面化することになった。

つまり、年々厩大化する国家財政の確保のためには、国会の議決による租税法という法形式がとれないさえすれば、多数の国民に重税を課する法律であろうとも、これをもって租税法主義であると

租税法主義と

税理士の使命

大西耕三郎

する考え方―これを私は形式的内容の租税法主義ととらえる―が横行してくる。

この結果、現代の租税法主義は、国民一般大衆に対しては、国家の課税権の保障として作用し、財産権の保護の後退をはじめとして生活権そのものをも破壊する大衆課税として現出する。他方、国家権力を握っている巨大企業にとっては、これが逆に国家の課税権

の制限の保障として租税法主義は作用するのであって、具体的に

は租税特別措置法などを通じての財産権の保障―資本蓄積への積極的な貢献―として現出するのである。

ところで、わが国の現行憲法は、戦前の欽定憲法とは異なり「常に基本的人権を尊重し、民主主義に基いて、国政を運営する」(日本国憲法公布式典勅語)ことを根本的の理念として、主権在民をその前文において宣言しているのである。

従って、租税法主義を考察す

る場合には、常に憲法の精神にたしかえり、これを大前提として、租税法の立法、解釈のみならず、租税法の運用についても検討する必要がある。

すなわち、租税法主義は、形式的内容としては、租税法の定立においては、権利義務に影響する事項は、能うる限り厳格詳細に形式上の法律において規制されるべきこと。租税法の解釈においては

法規の類推、縮少及び拡張等の解釈はいましめられるべきであると

ともに、()はまた、その実質的内容として、租税法の定立、解釈においては、憲法に規定する基本的人権に関する諸条項を總体的にとらえてこそ、租税法主義の現代的意義が存するのである。

従って我々税理士が納税者の代理人であると自負し、納税者の権利擁護を、その使命であると志向する限りにおいては、租税法主義を形式的内容と同時に、憲法の精神に則り、実質的内容をも吟味してこそ、その責務を全うしうることとなるであろう。

大阪合同税理士会は、今回、全則改正を行ない、第八条において「日本国憲法を尊重し、租税法主義が国民に保障する権利を擁護することは、税理士の崇高にして名譽ある使命である」と高らかに宣言した。

現行税理士法は、税理士の職責として第一条に「納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めるように努力しなければならない」と規定しているが、現行の租税に関する法令が、形式的にも実質的にも現行憲法の中心的柱である主権在民、基本的人権の擁護の精神に則っていてこそ、多数の国民が納

税義務をば適正に実現し得ることを忘れてはならない。

従って、我々税理士は日本国憲法を尊重することを第一の責務におき、租税法主義の形式的内容は勿論のこと、実質的内容の実現に努力すること―具体的一例としては、所得税法上の扶養控除額が憲法第二五条の健康で文化的な最低限度の生活を営み得る額であるか否かを吟味すること―が、国民多数の納税者の代理人として、その権利擁護を果し得るのであり、これこそが税理士の多数の納税義務者の信頼にこたえ得る道であろうと信ずる。

憲法第十二条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と宣言しているが、まさに権理士こそはこの精神をたいして、納税者の代理人として、国民多数の納税者ととも、その権利擁護のために真の租税法主義の実現に不断に努力することがその本来の使命であろう。

(研究部長)



諏訪税務研究会の報告

長野県の諏訪に青年税務研究会(昭和生まれの税理士)が誕生したのは三年前くらい前であった。当会の目的は会員相互の研究連絡と親睦であつた。しかし我々の業界に、商法改正及び税理士法改正問題が風雲急を告げる昨今、諏訪青年税務研究会の目的は研修と親睦のみでよいのかの意見あり。全国の青年税理士が業界の将来をどのように考え、また業界のあるべき姿を討論する機構、場所はあるのかの質問に答えてくれたのが、全国青年税理士連盟であつた。代表幹事村田昭氏と東京青年税理士連盟会長沢沢津人氏に諏訪へ来訪を願ひ。全青税の目的を理解し、共鳴し入会の運びとなり。

研究会を開催。改正税法の研究と業務上発生した問題の解明、コンピュータの導入と問題点とか、登記官吏を講師に招き、商業登記を中心とした登記申請書、実務上の注意点などを研修する。それに最近とくに会の行き方に変化をもたらしたのは、全青税の動向報告である。東京、名古屋、大阪の各青年税理士連盟の役員の方達が自業を削つても将来の税理士のありべき姿の追究に献身的な努力をされていること。商法改正問題、税理士法改正問題、チェックシートの問題、また京都での野球大会、旅行等の動向が報告されることであり、田舎にいる税理士にも、業界情報が入りこみ、連絡されることである。税理士制度の発展があるところに、税理士が社会的に高く評価されていく過程がある。その業界発展強化を旗印としている全青税に共鳴し、加入し、組織拡大委員に当会で宮沢正寿、青沢俊隆、宮沢良康、内沢弘幸の各先生が委嘱され、そのメンバーにて組織拡大委員会が開催される。そして長野県下の青年税理士が業務改善に資料交換に親睦に足並みを揃えて、業界の発展に協力しあえる場を作るべく、諏訪税務研究会を布石とし、味な活動で

はあるが、松本市、伊那市、佐久市、長野市、飯田市等に所属する青年税理士に呼びかけをすることに決定し、活動が開始された。この運動がやがては、関東信越青年税理士連盟の結成となり、全国青年税理士連盟への加入と発展し、真に青年税理士の建設的な業界発展の叫びが結集されることを祈念する。

高知会の状況報告

高知会は、発足以来やうと一年を数えようとしている。現在まで三人の有志が代表幹事から小使まで一切を引受けていたが、個人の力には限界があり、限らない発展はあり得ない。そこで九月五日の例会で当会の組織を総務部・広報部・厚生部・研究部に区分し、全員に役務を割り当てた。一人一人の積極的な活動を願う次第である。

八月十一日付の税理士界で税理士法改正第一次議案が発表された。当会の目的は法改正のみにあると言つても過言ではない。早速九月二十一日臨時会を開催し、第一次議案に対する意見書を作成し、四国税理士会に提出した。

第一次議案に対し国税労働組合は大反対で、二十年勤務すれば無条件、無試験で税理士の資格を望んでいるようである。無試験同様の特別試験さえも免除しろというわけだ。我々はその気持を哀れに思う。二十年勤務し、無試験で税理士になる資格なり自力があるならば、精々堂々と普通試験を受験すればよいであろう。苦しみに耐え貫き、資格を得てこそ喜びがあり、税理士としてのプライドがある。国税労働組合は今後、既得権を楯に運動を進めるようであるが、既得権は既に存在しないはずである。何故ならば、昭和二十六年に法施行の際、特試制度は存在せず、法施行当時十五年または二十年勤務していれば資格を取得でき、その後は資格を付与されなかつた。しかし、昭和二十九年十一月国税労働組合は税務職員が税理士となる資格を要求した。そこで二十六年の法施行の際に、経過措置の条件に該当しなかつた税務職員でも、実務経験年数により特試制度を設けられた。その期限は三十一年一月一日から三十六年六

月三十日までであった。(ここに現在、既得権の存在しない理由の一つがある。)ところが期限切れ月の十五日(三十六年六月十五日)に特試制度の存続期間を「当分の間」延長する法の一部改正し公布された。しかし、特試制度が延長されたからそれに伴ひ、既得権も延長されると都合のよい解釈をしてはならない。それは、特試を「当分の間」延長する法改正の理由が次のとおりだからだ。普通試験の受験資格、科目試験制度、科目免除制度のあり方について各種の疑問が国税労働組合より提出されており、ここでいう「当分の間」とは今後、普通試験制度の問題点について解決が得られるまでの間を意味している。つまり、特試存続の理由と既得権とは無関係のものである。この点を法改正に携わる万人に認識してほしいものである。

十月二十日全青税連の村田昭氏、渡辺克巳氏を迎え十月の例会を開催した。両氏より組織拡大や中央の情勢等を直接お聞きした。本部から役員を迎えるに堅苦しさを感じないでもないが、酒がまわり共に手を叩き歌を唄うと、仲間同志であるという実感が湧き、親しみを感じたものである。



税理士の将来

鹿兒島 坂口 健一

税理士業務に携わっていて自分の将来を考えない人はいない。ただ漠然と考えていても何の結論も得られない。とすれば、過去を振り返り、現在を眺望して未来を予測するのが定石である。

私が開業した昭和三十三年頃、税理士は一人に達してはいなかった。先輩の業務を見よう見真似でやってきた。ただ我武者羅に記帳をし、決算をしたものである。

その頃は理論的な交渉など一顧だにされず、腹芸とか口先三寸の交渉が多かった。若い私には到底真似のできる代物ではなかった。

『こんな時代は何時かは廢る。きつと税理論を踏まえた正統派の時代がくる』と、予測した。税法をはじめ法律一般の法理論の研究をはじめたのもその頃からである。

税界出身の人が開業すると、得意先がワンサと集ったのもその頃である。私のような若年の税理士など一件の得意先を探すのにずいぶん苦労したものである。そのため、その一件に全力投球したものだ。

現在、その一件一件が豊かに実り安定している。一朝一夕にしてなったものではない。十数年の歳月を費しているのである。『もと税務署にいた。だから税法に詳しいだろう。』

『もと税務署にいたのだから頭がきくだろう』こういう憶測のもとに依頼する納税者が多かったのである。

税金攻勢の烈しい時代はこの憶測も成り立つだろう。理屈はどうであれ、税金さえ確保すればいいのだという時代であったからこそ、こういう考え方が通用したのだ。

アメリカから頂戴した民主主義でも、根を張って実を結び、自分のものにする人々々の考え方も変わってくる。世の中の考え方が変わると、自然に行政も改めなければならなくなる。これが自然の摂理なのである。

かくして、過去の税理士業務のあり方は現在では通用しなくなったのである。現在を眺望するに、納税者の依

頼で記帳、決算をやり申告を代行するだけである。現在は過去の始まりである。このままでは何時しか破綻をきたすことは必定である。

とはいうものの『電子計算機が発達すれば税理士の仕事はなくなるであろう』という意見があるとするれば、これは間違いである。如何に機械化されてもそれを動かす、それに命令を与えるものは人間である。誤ったデータを与れば答も誤ったものがでる。

所詮、機械は命令どおりにしか働かない器物なのである。機械に正確な命令を与え得る人間、それは知識の豊富な者である。データを手エックし得る専門家、それが税理士なのである。機械化恐るるに足らず。

国税当局に隷属し、決められた税法を記憶し、ただ黙々と守っていくだけが税理士ではない。第一戦にあって税法の矛盾を感じれば立法過程の中途においてこれを反映させ、改正さすべき努力をするのも税理士の使命である。

世の進歩とともに、税理士も計算屋から脱却しなければならぬ。税政連を通じて、公平な税法を施行すべく、それだけの力をつけたいものである。

幹事会報告

第八回幹事会は名古屋税理士会館で七月一日午後一時から各務副代表幹事の議長で開催された。議題は第四回定時代議員総会に関する件。

- 一、議案書の検討、①各部事業報告の件、②各部事業計画の件、③昭和四十五年度収支決算書の件、④昭和四十六年度収支予算書の件
- ⑤規約改正の件、⑥大会決議文の件、
- 二、総会開催並びに運営対策に関する件、
- 三、役員改選に関する件、
- 四、その他、

六月七日大阪で同一議題を審議したが、その審議未了の項目について検討した。

来期は会報等の直送体制を組んでみたい。会報は年六回発行したいとの村田代表幹事の次期申し送り要望もあって、これにともない四十六年度の予算を組んだ。

特に時間を費したのは大会決議文の内容と表現であった。長時間の検討の末、幹事会承認の原案を作成した。人事について六月七日の第七回幹事会の決定は正副代表幹事会で

話し合いをして幹事会で審議するとの事だったので六月二十一日横浜での正副代表幹事会の報告が寺沢副代表幹事から発表され、これを受けて村田代表幹事が「辞任したいという文書を各会の代表に送付していたが重要な時期でもあるし組織拡大も不充分であるので、代表幹事に代議員総会で推せんが得られ、皆さんの全面的協力が得られるならもう一期全力で努力する」との意志表明があり幹事会は承諾した。ついで村田代表幹事より次期の基本構想が発表された。

その主なるものは、一、直送体制の確立、二、年六回の会報発行、三、新しい構想の組織拡大推進委員会を作る、四、副会長は五名とし神奈川と個人加入会員代表として各々一名の副会長をおく、五、幹事は百名近いものとし、全国各地から適任者を抜擢する(各県別の幹事の配分が発表された)六、次の総会から部長、副部长、各種委員長等の氏名を発表するとの表明があった。

なお当日の夜は税対委が開催され、いわゆる二次試案の検討がなされた。



全国青税連に提言

伊東市 原 昭 三

全青税連の規約について、たしか今年の春のことだったと思うが、拙ない意見を書き並べて提出したことがある。個人加入会員の立場からその扱いについて次の二点を提言したい。

過日連盟から送られてきた現行規約をみると未組織地区、いわゆる個人加入会員に対する考慮が勿論払われてきてはいるが、今一つ何か物足りない感じがしないでもない。

我々個人加入者は現段階においては一匹狼のごとき存在であって代議員総会への出席についても現行規約によれば事前に十名について一名の割り合で代議員を選出しておかなければならないように受けとれるのである。

従って我々は誰と誰が、個人加入会員であるかを予め承知しておく必要があるであろうし、また、相互に連絡を保つて事に臨まねばならないことになるのではないであろうか。また、右の選出についても選出することができるのであつて、必ずしも選出せずとも

よい、と解釈できるのである。よつて、もし個人加入会員の中から代議員が一名も出ないとすれば有組織の会員のうちから選出された代議員のみによって種々の事項が決定されてしまう結果となるわけである。しかし現時点においては個人加入会員の数が有組織のそれに比べて実に僅少である実情を考えてみればそれも止むを得ないのかも知れないが、少々矛盾が感じられないとはいえない。昨年七月、第三回定時代議員総会が熱海市において開催されたことは周知のとおりであるが、私も通知をいただき出席をする機会を得たのである。勿論、代議員としてではなく一会員としてであった。ところが当日議事進行中途において動議として突然当日出席した個人加入会員は代議員とみなして云々ということに相成つたのである。

従って当日出席した個人加入会員は結果的に代議員として出席したことになったのであるが、問題はここにあるのである。突然に代議員に選出されか、といつて、

その役目を存分に發揮することができるであろうか。ともあれ当日の出席者(個人会員の)の多寡によって突然に代議員にしたてることの是非を充分にご検討を願いたいと思うのである。

次に、過日私は連盟より組織拡大委員を委嘱する旨の書面をいただいたのであるが、実のところ少々困惑しているのである。私は連盟に加入してまだ一年と少々であるが、過去一年を振り返つて連盟の種々の事業と自分が感じた会員としてのメリットを考えてみた。勿論、事業そのものは夫々有意義なものであったことは確かである。しかし、我々のように地方に点在している者にとつては行事のある都度、その開催地まで出張することができないのが事実である。従つて、受くるべかりしメリットをも享受できないのが現状であつてみれば、これをどうして他人に奨めることができるだろうか。

組織拡大委員の委嘱を受けて困惑している所以である。

よつて私は執行部に、組織拡大を計るには、まず個人加入会員に對して、会員であることによるメリットを真に感じ得るような方策を考慮されるよう提言する。

その役目を存分に發揮することができるであろうか。

ともあれ当日の出席者(個人会員の)の多寡によって突然に代議員にしたてることの是非を充分にご検討を願いたいと思うのである。

第四回定時代議員総会

七月十八日(日)

京都国際会議場にて挙行

全国青税連第四回定時代議員総会は七月十八日、京都宝池、国際会議場において次のとおり開催される。

代議員総会

日時 十八日、十三時～十五時
場所 国際会議場 B1 会議室

研究会 同会場

日時 十八日、十五時三十分～十七時
記念講演「現代社会と法」
講師 立命館大学名誉総長 末川 博 先生

懇親会

日時 十八日、十八時三十分～二十時三十分
場所 ホテル 嵐山

十九日(月)は旅行と釣、ゴルフ及びマーシャンの三部会に分れてレクレーション大会を催します。